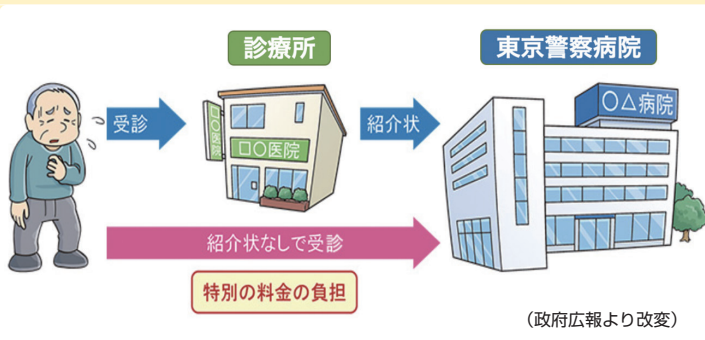


当院の診療方針について

日本では2025年には5人に1人が75歳以上となる超高齢化社会を迎えます。それに対応するために、国は医療政策の一つとして医療資源を有効活用できるよう、診療所(クリニック)と高度な医療機器を備えた病院での外来診療の在り方をはっきりと区別し、互いの連携を強化することを示しました。具体的には、大病院は高度な医療を行うためにクリニックから紹介された患者さんを重点的に診療し、治療が終了して症状の安定した患者さんは診療所で診察を受けるようにすることとしています。

この施策により当院でも今後は初診診察においてはクリニックからの紹介状を持参している方の診察を中心にしていきます。また、主な治療が終わり状態の安定した場合には、その後の治療を最寄りのクリニック(かかりつけ医)で継続していただくよう当院から紹介させていただきますこととなります。クリニックへの通院中に、再度専門的医療や精密検査が必要となった場合には、お手数をおかけしますが改めてかかりつけ医からの紹介状をお持ちのうえ受診していただきますようお願いいたします。

初診の方は紹介状をお持ちください。



保険外併用療養費(初診時選定療養費)

Q. 初診時選定療養費とは何ですか？

A. 「初期の診療は地域の診療所で行い、高度・専門的医療は病院で行う」という国の方針により、診療所と病院を適切に使い分けることを目的とした制度に基づき、「200床以上の病院」に他の医療機関から紹介状なしに初診で受診した場合は、診療費の他に特別の料金として徴収する費用のことです。

当院では、地域医療の充実に貢献する方針のもと、かかりつけ医との連携を密にして役割に応じた質の高い医療を提供するため、原則として初診の方は紹介状が必要となります。

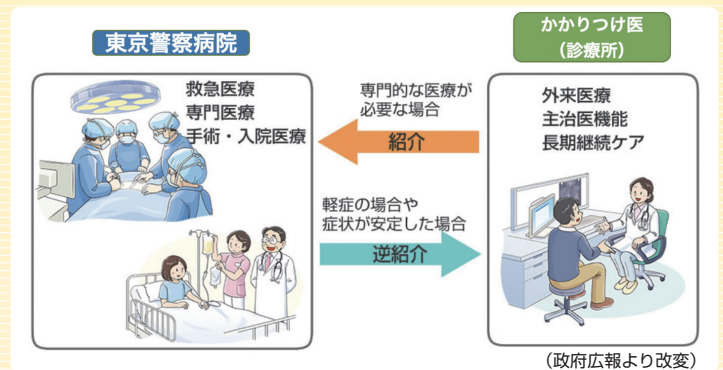
Q. 紹介状がないと診察してもらえないのですか？

A. 紹介状がなくても診察は受けられますが、その場合は初診時選定療養費をご負担いただくこととなります。当院の初診時選定療養費は5,500円(税込)となっています。

Q. いかなる場合でも、紹介状がないと初診時選定療養費の対象となりますか？

- A. 厚生労働省の定めにより、以下の場合に対象外となります。
- 救急車で搬送された方
 - 外来受診後に緊急入院された方
 - 特定健診、がん検診等の公的な制度に基づく健康診断の結果により精密検査の指示があった方
 - 生活保護法の医療扶助を受けている方や特定の疾病や傷害等により各種公費制度の受給対象となっている方(乳幼児医療・ひとり親家庭等医療・子ども医療の助成制度は除く)
 - 当院で診療継続中に他の診療科を初診として受診する方
 - 災害により被害を受けた方
 - 労働災害、公務災害、交通事故、自費診療(保険証忘れは除く)の方
 - その他、当院が直接受診をする必要性を認めた方

かかりつけ医を持ちましょう。 治療後はかかりつけ医に逆紹介します。



「かかりつけ医」とは

日常的な診療や健康管理などを行ってくれる身近なお医者さんのことです。

入院から在宅までの切れ目のない医療を提供するための取組みとして、かかりつけ医である診療所と大病院の医療機能を明確にし、病診連携を推進することが厚生労働省から示されました。

「病診連携」とは

患者さんの病状に応じて大病院と診療所同士が協力(連携)することで効率の良い医療を目指すことです。

かかりつけ医を持つことのメリット

- 専門的な検査や高度な医療が必要な場合は、適切な病院を紹介してもらえます。その際は、かかりつけ医が病院の診療科医師あてに紹介状を作成してくれます。
- 病状が安定したら、病診連携を通じて通院しやすい身近な診療所で診察してもらえます。
- かかりつけ医からの紹介状をお持ちになれば、初診時選定療養費はかかりません。
- 当院では、紹介状をお持ちであれば、電話による診療予約ができます。来院を予定される日に紹介を受けた担当医師の外来診療がない場合もありますので、事前に予約することをお勧めします。

当院受診中にかかりつけ医をお持ちでない方は担当医にご相談ください。

通院しやすく、患者さまの病状にあったお近くの医療機関を探してお手伝いをいたします。



東京警察病院

東京都中野区中野4丁目22番1号
電話 03-5343-5611

診療受付時間 月曜日～土曜日
午前 8:00～11:30 午後 12:30～16:00
● 休日 日曜日・祝日・年末年始(12/29～1/3)

